

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年4月8日（金）14:15～15:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

岩井 卓也 仙台国際空港株式会社代表取締役社長
宮越 敦史 前田建設工業株式会社事業戦略本部コンセッション部

<関係省庁>

福田 隆之 内閣府大臣補佐官
篠澤 孝幸 外務省領事局外国人課首席事務官
儀部 哲郎 法務省入国管理局国際室長
佐藤 久泰 国土交通省観光庁国際観光課外客誘致室長
大賀 真一 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 東北3県の数次ビザ緩和について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 すみません。時間が少し押しておりますけれども、今、仙台空港サイドから御要望を頂戴しました。ワーキンググループで議論しましたが、本日は関係省庁の方々にもお出でいただいておりますので、主としていくつかある要望の中で、事前にお話もさせていただいていたと思いますけれども、東北3県の数次ビザに関する緩和の話と、これは法務省のお話が中心ですが、CIQの中でも入国管理のお話、一定程度、今回の法律改正等でも議論がありましたけれども、その辺のさらなる議論ということで、その2項目につきましての意見交換をさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○篠澤首席事務官 外務省の外国人課で首席事務官をしております篠澤と申します。よろしくお願ひいたします。

東北3県の数次ビザの緩和ということでいただいているところにつきまして、私どもでビザの業務をやっておりますので、現状を含めてちょっと御説明させていただければと思います。

お手元に「最近のビザ緩和」という一覧表をお渡しさせていただいておりますけれども、外務省におきましては、これまでASEAN諸国とか、中国ですとか、訪日の外国人が多く見込まれるようなところを中心に、日本において不法滞在とか、犯罪とか、そういうことの影響がないように工夫しながら、ビザの緩和を進めてきたところでございます。

この中で、東北3県のビザ緩和に着目されると、去年1月19日に、中国に対して、東北3県に行きますということであれば、数次のビザを出しますということをさせていただいておりますけれども、これにつきましては、中国人を対象にした数次ビザの発給につきましては、そもそも4年ほど前の平成24年7月に導入しております、その運用を色々と検討してきた上で、去年、発給の要件を緩和したところになっております。

東北3県というところだけに着目して申し上げますと、平成23年11月から5年間の期限、これは復興の支援期間だったと思いますけれども、この5年間をもって東北3県を訪問される外国人、これは中国人に限りませんけれども、外国人が東北3県に訪れますということであれば、査証料を免除するという措置を講じてきておりまして、今年の3月31日で期限が切れたわけすけれども、復興支援というものが復興創生期間という形に移行してまた5年間やっていくということがありましたので、継続してこの4月からも5年間の査証料の免除を続けていくという形にさせていただいております。この東北3県を訪れる方々に対して、ビザの申請時にどう確認していくかというところで、1泊あるいは空港を利用するという御指摘があるわけですけれども、我々も東北3県に行っていただくということをビザの申請をいただくときに確認をさせていただいておりまして、これは日程表ですか、宿泊の予約表ですか、航空券なり船舶のチケットですか、そういうものを見させていただいて確認させていただいております。

ただ、ここで一つ御指摘させていただきたいのは、復興支援の形でやってきている部分がございます。この東北3県は一番被災が激しかったところですから、そこを中心にやってきているわけですけれども、その支援の一環でやってきているという観点から、そこに滞在していただくことを念頭に置いておりまして、そういう意味で、日程表なり1泊は宿泊していただきたいとか、そういう面、滞在していただくというところに着目してそういう確認をさせていただいているところでございます。

なので、この空港をどう利用してというところは、チケットとかで確認をさせてもらいますけれども、スルーしていいのかというのは、若干どうなのでしょうかという感じは、

私個人的にはちょっとするところでございます。

他の国について東北3県というものを広げていけないかという御指摘がもう一つはございますけれども、御指摘されている中で、中国だけではなくて、台湾とか、フィリピン、タイ、ベトナムという例示がありますが、台湾とタイにつきましては、既に短期の滞在であればビザ免除になっていますので、数次のものではなくてビザを取らずに行けますので、ここはそういう意味だと逆の意味になってしまふので、そこはできないのかなと。

○岩井社長 そこは不勉強でございました。大変失礼しました。

○篠澤首席事務官 いえいえ。

あとは、フィリピン、ベトナムというのも挙げられておるのですけれども、これは確かにまだビザが必要な国になっておりますが、東北3県ということに限らず、普通のところで一定の条件を満たしていただければ数次ビザが出せるようになっていまして、数次のビザの緩和という面では、東北に限らず、日本に来られる人に対して数次のビザが出せる状況にございます。

あと、2年前になりますけれども、平成26年11月になりますが、フィリピン、ベトナムにおきましては、指定の旅行会社を通じていただきますと、観光目的の短期滞在のビザは取りやすくなっています、これは数次ではなくて一次ではありますけれども、ある意味で東北に行くパックツアーを指定の業者に組んでいただければ、緩和という意味ですけれども、取りやすくなっているという現状がございます。

他のASEANの国々を見ましても、数次ビザというものは徐々に色々と導入してきておりまして、ここはすみませんが、東北だけということではなくて、日本に来られるといふことであれば数次ビザが出せる状況がございます。

ここに有効期間を3年とか5年とかということがありまして、特に中国のところで着目されているのだと思いますけれども、今、有効期間は3年だから5年にしましょうという御指摘があると思うのですけれども、これはその上の要件をさらに緩和できないかという部分等を含めて、この様子をもうちょっと検討させていただいた上で考えていくところになるのかなと思っているところがあります。

というのは、冒頭にちょっと申し上げましたけれども、中国に対して、平成24年に東北3県という数次ビザを一度導入させていただいて、去年、要件を緩和させていただきました。既に要件を緩和している状況ですので、その緩和した要件のもとでどういう状況にあるのか、また、どの程度使われているのかとか、そういう点を検討させてもらった上で、次に何ができるのかなという形で検討させていただくのも一つかなと思っております。

有効期間が5年というところですけれども、国によって、3年、5年というのは、ビザの緩和なり、また、ビザの免除を考えていく上で、色々と総合的に検討してやっているわけですけれども、ここは2国間の関係ですとか、その国の経済状態ですとか、日本に来ていただくに当たっての、日本に与える色々なあまり良くない影響、不法滞在ですとか、そういう面が懸念されないようになるのが重要なところでありまして、そこを総合的に検

討した上で、要件とか期間を考えていくことになりますので、そういうことになると思います。

他方、5年にならないかという部分につきましては、例えば、この数次のビザを出す対象の方々というのは、言葉は悪いですけれども、質がいい方になるわけです。リピーターとして何度も日本に来ていただくに足る方ですので、何度も簡易に来ていただくために数次のビザを出すわけですけれども、そういう非常に来て好ましいというか、質の高い方々についてやってきていますので、その部分を総合的に勘案するかとか、どういう要件にするかというところにかかってきますから、誰でも数次を出していいのですよという形にはなりません。

それとは別に、質の高いという部分をちょっと申し上げると、ビジネスとか、出張ですか、そういう面でしかるべき在職のある方が、東北内でもどこでもいいのですけれども、日本でビジネスをしていくという面でありましたら、それはほとんど大体5年有効のビザを出していますので、そこにも質の高いリピーターを確保するという意味では、5年というのは既に導入しておりますし、他方、この2月になりますけれども、インドとベトナムにつきましては、商用であれば10年のビザ、有効期間がある数次ビザというのも導入してきておりまして、軒並み全て3年から5年というところ、この期間をどうしようかということにつきましては、カテゴリ一分野別にはかなり進んでいるところもございますので、そういった面は活用いただけたらなと思うところでございます。

すみません。長くなりましたが、私からはこんな説明でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この件に関しては、外務省だけですか。他の省庁からも御説明はありますか。

よろしいですね。

それでは、原委員、いかがですか。

○原委員 この議論はあまりよく理解していないので、そもそも、インドネシア、フィリピン、ベトナムに関しては、かなり緩やかに数次ビザが発給をされて、中国に関しては厳しくなっているというのは、総合的に勘案されるのですというお答えになるのかもしれませんけれども、その違いは何なのですか。もし必要があれば、非公開にしても構いません。

○篠澤首席事務官 そこはやはり2国間の関係とか、その国の経済状況とか、色々とありますけれども、厳しくしているというよりは、元々中国に対しては非常に厳しくビザの審査をしてきました。相手方も結構厳しかったわけですけれども、個人旅行ができるようになったりとか、団体旅行ができるようになったり、それに合わせてできるものをしてきた中であって、ただ、不法滞在とか、そういう面をちょっと勘案していくと、中国の人に対して何でもかんでもいいですよという形にはなってきていません。相手がありますので。その中で何ができるかということを検討したときに、中国だけ厳しいということではなくて、できるものを段階的に導入してきている。

つまり、そのビザが、原委員から御指摘のあったASEANなどもそうですけれども、一次だけでやっていたものに数次を入れる。中国に対しても、一次とか団体旅行でやっていたものですけれども、そこに数次ビザを導入していきましょうと。

数次ビザを導入する、身元の確かな方に出せるように、どういう要件を入れていくと出せるのか。出せなかった方にどう出せるのかということを検討してこんな形になってきていますので、東北3県というのも、当初、復興支援ということで平成24年に入れたものにつきましても、それなりのハードルを作つてビザを出してきたわけですけれども、様子を見ながらそれなりの活用をしていく、もう少し支援をしていく。まだ緩和できる部分はあるかという話を色々と検討した結果として、去年の1月に若干発給しやすくしたというか、要件を緩和したというところになってきてはいるというよりは、元々厳しかったものを段々緩和させてきている状況でございます。

○原委員 不法滞在とか、そういうことが起きる可能性があるというリスクがあつて、そういう制度、そんなに簡単には数次ビザを出しませんよということをされてきていて、一方で、東北3県、あるいは沖縄県に宿泊1泊をされる場合であればオーケーですということにしていて、そこはそういったネガティブな問題に対応するための措置はどういうものを取られているのですか。

○篠澤首席事務官 それは、発給するときに色々な書面資料を出していただきます。御案内させていただいた中で、数次の要件を満たしますという書類を出していただくわけですが、そこで御本人確認をしていくのですが、そのところで東北なり色々なところに行く、今までの実績とか、そういうものを考えた上で、あまり大きな負の影響がないのであれば、要件を若干下げてもいいのではないかということです。

○原委員 そこで確認をされるのは、所得であつたり資産であつたりを確認して、そんなに問題が起きなさそうな人を入れているということをされているということですね。

○篠澤首席事務官 そうです。日本に前に来たことがある方、それから、他のアメリカとかのG7に行ってますねとか。

○八田座長 日程表とか、滞在するかどうかというのはまた別の話ですか。

○篠澤首席事務官 それは東北に確かに行くというところの確認をすると。

○原委員 すみません。単にこの制度の理解のために先に伺えればと思って伺っているのですけれども、そうすると、東北3県に宿泊をする人に関しては、そういった一定の所得水準、資産水準があれば、今のところ、仮に問題が起こっていないとして、それが確認されると、東北3県だけではなくて別に全国でもいいですかということになるということですか。

○篠澤首席事務官 そうです。可能性としてはあると思います。

○原委員 それは現状はどうなのでしょうか。

○篠澤首席事務官 それはまさに色々と検討した中で、去年こういう緩和したところでございますので、さらに広げるかどうかというのはまた別途考えていくことになると思いま

す。

ビザの緩和というのも、今、観光立国の推進という政策が執行されていまして、つい先日の3月30日にも総理が議長になって観光ビジョン構想会議というものがやられて、そこで訪日外国人を増やしましようという新しいビジョンが出されたわけですけれども、その中でビザの緩和というものも一つの後押しとして検討するように言われていますし、その部分では、これからまたさらにアクションプランなり、閣僚会議なりが色々と開かれていって、具体的な検討をさせていただくのだと思いますけれども、その出されたビジョンのもとで、こういう国について何かできるのかという話をこれからまた具体的に検討していくことになるのだと思います。

○原委員 これは去年されて、まだしたばかりなのだとおっしゃいますけれども、とは言え、もう1年数カ月がたって、この1年間ですから、相当な数が入っていらっしゃって、現状でそういう問題が起きているのか、あるいは、問題ないということなのかということは検証されていると思うのですけれども、そこはいかがなのでしょうか。

○篠澤首席事務官 具体的に問題があるかというのは、ちょっと私もあまり話を聞いてはいないのですけれども。

○議部室長 法務省入国管理局の議部と申します。よろしくお願ひいたします。

この今日のヒアリングの前に、東北3県数次ビザということでございましたので、東北3県数次ビザの近年の入国してからの不法滞在の状況とかを、ちょっと数字を見てきたのですけれども、この東北3県数次ビザについては、現段階の要件のもとで在外公館においてきちんと書面資料に基づいて審査をしていただいているという、当然その前提が付いているわけですけれども、その中においては、特段の出入国管理上、オーバーステイが生じているかどうかという観点で言うと、その点は問題は伺われないということでございます。

○原委員 それはデータとして取られているということですね。

○議部室長 はい。これは確認をしております。

○篠澤首席事務官 ただ、活用されているかという面の、全体的なビザの発給数というものを、今、色々と統計を取ったりしてきてまして、去年1年の数字がまだ集計中なのですけれども、400万とか、500万に近い数のビザを出してきているのですけれども、この東北3県の数字はまだそんなに多くなくてですね。

○八田座長 大体どのくらいなのですか。

○篠澤首席事務官 東北だけでいくと、一昨年ぐらいでまだ1,000件台とか、そんな感じで、去年はもうちょっと増えていると思うのですが。

○八田座長 こういうことはありませんか。今、原委員がおっしゃったことの続きなのですけれども、外務省がおっしゃったように、元々は厳しかったのだけれども、段々情勢を見ながら緩めています。相手のあることだし、そんなに一方的にやるわけにもいきません。しかし、長い目で見たら、段々緩和していこう。その中で、ここまでつっこり言われているかどうか知らないけれども、緩和していく方向なのだから、まずはどこかで理由が付く

のならば、限定的なところでもって緩和する実験をしてみよう。

それで東北とか沖縄県とかというところでまずはやってみて、そこでうまく行けば、どっちみち方向としては緩和していくのだから、また他にも適用していきましょうという考え方があったとしたら、もちろん東北支援ということも大切だけれども、それと合わせて実験場をつくったと考えることはできるのではないかと思うのです。

その際に、先ほどおっしゃったように、1泊しているか予定をチェックする、これは結構面倒くさいですね。これは基本的にはそれをやるのだけれども、仙台空港を使うのならば、そこを免除しましょうと。1泊しなくとも、仙台空港を通っていることははっきりしているのだから、東北を通っていることははっきりしている。別に仙台空港だけではなくて、東北の空港を使ったことが分かったらそこは免除しましょうというのは、かなり実務的には便利なのではないかなと思います。今までのところでは、問題が起きていない。

しかし、実際問題として利用者が少ないというのならば、こういう東北の空港を使ったらそれだけで色々な日程表などを省けるということにしたら、ワイン・ワインというか、お役所のほうとしても楽になるし、元来の期待された効果も発揮できるという側面があるのではないでしょうか。

○篠澤首席事務官 試験的にという部分はあれなのですけれども、やはり地域に限って地域の振興、支援をしていくという観点で、今おっしゃったとおり、東北3県のほかには沖縄県について同じように数次ビザを導入しております。この沖縄県につきましては、東北よりはもうちょっと利用が多くございまして、中国人だけでの数字があったので見ますと、東北でいくと、一昨年は1,635件です。沖縄県は1万8,300件ぐらい出していまして、沖縄県のほうが利用が多いです。

沖縄県につきましても、同じように滞在していただくというところ、それと地域振興の観点ということが同じようになっていまして、その支援策の一環としては、滞在していたいたほうがお金が落ちるという面で確認をさせていただいているところなのです。その空港を利用しただけで、滞在の日程とか、期間とか、1泊するのかしないのかとかという部分は、別途検討しなければいけないのだと思います。

○八田座長 もちろん滞在が当然なので、こここの空港を使ったことで、近似的に、大体泊まるだろうと見ることができるということだろうと思うのです。

沖縄県の場合には、成田空港に来てから沖縄県に行かれるという数が多いのか、それとも、直接那覇空港に行かれる場合が多いのかということなのですけれども、もし、那覇空港に行かれる場合が結構多いのならば、これも似たようなことで、成田空港を使ったら色々と滞在日程を出させるけれども、那覇空港を使う場合にはそれだけでいいですよということもありますってもいいのではないかと思うのですけれどもね。

純粹に手続の簡素化という側面と、法の意図したものにより強く振興するという二つの意味があると思います。

観光庁、どうぞ。

○佐藤室長 観光庁の佐藤と申します。

那覇空港と東北の最大の違いは、我々のほうの観点から見ますと、直行便の多い少ないというのが非常に大きいと思います。

那覇空港は、中国各地から直行便が出ております。東北の場合には、仙台空港のほうに週2便、上海から出ているのみとなっていまして、入口が直行で行けるかどうかというのではなく、かなり大きいのかなと。

沖縄県のビザを取った方が直行便で来られているのか、それとも成田空港や関西国際空港を経由して来られているのかというのは、そこまでは今は統計がないので分かりませんけれども、直行便のあるなしというのは、旅行者の利便という点では非常に大きな要素だと思います。

○八田座長 ということは、どうも仙台空港が提案しておられるようなことをすると、直行便の利用者が結構増える可能性はあるということのもくろんでおられると思う。ビザを取れるから、仙台空港に行って素通りしてしまうという人も中にはいるでしょうけれども、おそらくは東北の観光振興に役に立つのではないのかなとも思うのです。

仙台空港、どうぞ。

○岩井社長 単純な話ですが、沖縄県というのは、中国から地理的に近いので、直行便が飛びやすいというのがございます。

東北の場合は、成田空港のもう少し先にあるので、では、成田便で賄ってしまおうかという、エアラインにそういうインセンティブが働いているのではないかと。現状はそう思っています、それと色々な風評被害があつて伸びないということがありますので、これは私どもが毎日エアラインセールスで痛感しているのですけれども、需要と供給というのは鶏と卵みたいなところがありますので、是非こういう制度的なところで最初に背中を押していただけたととてもありがたいですから、お願いを申し上げているということでございます。

○八田座長 別に仙台空港の利益になることを考える必要も何もないのですけれども、基本的に、先ほどの手間が省けるということ、それから、実際に元々意図した東北観光にもおそらく資するだろうと。

何割が宿泊とか、そういうことを調べることもできるけれども、まずは仙台空港に行って、脇目も振らず東京にというのは意外と少ないかもしれないし、仙台市に泊まらなくとも他の東北に行く人も結構多いだろうし、これは御主張を踏まえて、仙台空港が御主張されるような効果が結構あるのではないかと思います。

それで、今まで意図されたことより有効に達成するようなことなのではないかなという気がしますけれども。

○篠澤首席事務官 空港を利用するかということについて、航空券のチケットとかで確認はできる部分がある、確かに仙台空港に入って、当然そこで何泊するか日程表があって、それで次にどこかに移動して、秋田県なり何かどこかへ移動して、こう行くのですという

のがあれば、それは別に必ず宿泊の予約表を出しなさいとは言っていませんので。チケットとかで、当然そこに行けるのですよということが確認できれば、それは全然今でもやっていますので。

○原委員 今でもやっているというのは、どういう。宿泊でなくてもいいということですか。

○篠澤首席事務官 宿泊の予約表を必ず出せと言っているわけではなくてですね。

○原委員 そうなのですか。

○八田座長 東北での宿泊の証明を取っているのではないですか。

○佐藤室長 中国からのお客様のビザの発給に当たっては、実は外務省と観光庁で一緒に役割分担をしてやっている部分がございます。何かと言うと、ビザを申請するときに、必ず身元保証書を出してくださいと言っています。中国の場合は、ビザを取るときには必ず観光庁が指定した旅行会社が身元保証書を発行して、それを提出してくださいということになっています。その身元保証書を発行した旅行会社が、最初の旅行のときの日本国内の行程を管理するという仕組みになっているのです。

ですから、その仕組みをどう簡素化するかということの御指摘なのかなと思って、伺っておりました。

○原委員 ごめんなさい。ちょっと先ほどの御説明が理解できなかつたのですけれども、数次ビザになるためには、旅程の中で東北3県が何か入っていればといいということですか。

○佐藤室長 宿泊は必ずしていただきます。必ず、最初の旅行のときに始めでも真ん中でも終わりでも結構ですが、1泊はしていただく。

○原委員 それが先ほどのですね。

○佐藤室長 はい。

○八田座長 だから、そこのところが、会社が提出する書類は、そこまで全部出さなくても、ともかく仙台空港を使うことがきちんと確保されていればそれでいいということにすれば、随分お互いに手間が省けるのではないかと思うのです。

○篠澤首席事務官 そもそも中国の団体旅行を受け入れるに当たりまして、当然中国側に指定した業者があつて、そこを通じて申請してくるわけですけれども、同じように日本側で受入れの業者がいて、パックで受け入れますよというところが合わさって、団体旅行の申請になります。これに限らず、中国から来る方、他のものも全てです。

○八田座長 個人旅行はないのですか。

○篠澤首席事務官 個人旅行もありますけれども、同じように、指定の旅行会社等を通じて申請することになっています。

○佐藤室長 大体中国は、今、個人と団体が半々になっております。個人の旅行をされる方であっても、ビザを発給する際には、最初の旅行のときには旅行会社が身元保証をして予定を管理する仕組みになっていると。

○八田座長 分かりました。

そうすると、手間はそんなに省けるわけではないけれども、宿泊のチェックをスキップしても、東北にある程度のお金を落とすだろうと考えて、その要件をちょっと緩和するということですかね。

○佐藤室長 仙台空港の場合に当てはまるかどうか分かりませんが、これはあくまで一般論で、まさに検討しなければいけないと考えておったのですけれども、今色々な地方空港に海外から多くの方が来られるようになりました。時々お聞きするのが、そういう海外から直行便が来るようになった地方航空のその周辺部の方々が、素通りされてしまうのですということをおっしゃる声がよくあるのです。

仙台空港に入って、そこから抜けて別のところに行くという行程は、基本的には、自分の知っている範囲で言うと、基本的には東北のどこかに行くのだろうと思うものですから、それはいいのですけれども、そうではなくて、東北ではない別のところに抜けていってしまうような行程となると、地域との関係でどうかなと。そこはちょっと検討を要するかなということは思います。

○八田座長 例えば、鹿児島空港を使った人が鹿児島県に全然行かないで福岡県に行ってしまう。そうすると、鹿児島県の人が困ったと言う。そうすると、この場合、仙台空港を素通りして、東北に行くとか、山形県に行くとか何とかという場合には、こういう緩和した趣旨から言ったら、それでもいいのですね。それがわざわざ仙台空港に降りてから東京に行く人がいると困る。そういう人はいるでしょうけれども、そんなに多いかなということです。

だから、蓋然的には結構東北のためになりそうだからやってみて、そうして実際の動向を見てみるとすることもあり得るのではないでしょうか。

○福田補佐官 ちなみに御参考なのですが、去年から今年にかけて中国人の入国が非常に増えた空港に静岡空港があります。20万人近く増えていると思いますけれども、県が出している外国人宿泊のベースの数字を見ている限り、静岡空港に入ってきた中国人の多くは、やはり入りか出かでどちらかで1泊はしているという傾向が、やはり夜着く、そうなったら近くに泊まらざるを得ませんし、朝帰るとなれば、前の日に泊まらざるを得ませんので、昼間のど真ん中に来れば、それは多少動く時間もありますから、近県まで行ってしまうということもあるかもしれませんが、ただ、航空機のダイヤを考えると、やはり一定程度は朝、夜になりますから、そうなると物理的に移動できる時間は限られますので、かなり宿泊する人間が多くなるとは言われているとは思います。

しかも、それが静岡という県の単位でそういう議論ですから、さらに東北というさらなる広がりの中で捉えれば、おっしゃるように、中にはそのままどこかに素通りする人もゼロとは言いませんけれども、極めて少ない可能性は十分にある。その辺は前例で中国人が増えているところの周辺の宿泊の増えている状況などをある程度地域的に絞ってスタディーしていただければ見えるのではないかとは思います。

○篠澤首席事務官 ビザの発給の要件的な部分だけで申し上げると、中国人に関して、相当高額な所得を持っておられる方であれば、別に東北に限らずどこでも入国に当たって数次ビザを出す対象にはなるわけです。

東北に行かれる方については、あまり問題ない部分もある部分について、もう少し要件を緩和していきましょうという部分に去年したわけですけれども、そこが東北に滞在するということをもってそれに対するわけですけれども、これは最初だけですので、一番最初のところにおいて、日本側と中国側の業者を通じてちゃんとしっかりと管理されたもとで行かれて、それでもって数次を取ってもらうのであれば、そこだけはしっかりと審査をしていただきますけれども、その後の3年間というのは別にどこに行ってもいいですから、その最初のところだけしっかりと審査をさせていただくという意味で、滞在しましようという部分は見させていただいているというところが、現状としてはあるわけです。

○原委員 ただ、それは別に滞在ではなくて日帰りであってもそこで消費をしていかれれば別に東北の振興になるわけですし、日程上、それが確認できれば、それでも構わないわけですね。仙台空港を使うというのは、明白にそこで東北で何らかの形でお金を落とすでしょうということだと思うのですけれども。

○佐藤室長 すみません。正直に申し上げると、地元で宿泊を前提としない御提案というのが地域の声として上がってきたことが今までないものですから、斬新だなと思って、どう考えれば、これはビジネスとして成り立って、地域の役に立つかなどということを今日は素直な気持ちでお伺いしたいというぐらいのつもりで来ておりまして。

○岩井社長 ちょっとくどい説明を申し上げてもよいですか。

○八田座長 いいですよ。

○岩井社長 初めての民間空港会社でございますので、ちょっとすっとんきようなことを申し上げているのかもしれません、確かに旅行客が一番お金を落とすのは、宿泊する場所で落とすのだと。これは統計的にはあろうかと思いますので、そういう声が従来は強かったというのは事実かなと思っております。

私どもは、奥座敷も居間も何もなしで、玄関口だけを預かっているという立場に突如なりまして、今痛感しておりますのは、空港というのは大変な集積メリットが働く商売だなと思っていまして、お客様が増えればどんどん便が増えて、ますます便利になってお客様はそっちを選好するようになる。

たまたま仙台空港を預かりましたので、成田空港、羽田空港と比較的近い空港で、なぜ国際線が飛ばないのかというところで苦心しているところでございますので、その立派な3,000メートルの滑走路があって、ろくすっぽ使われていないという中で、成田空港でもう一本滑走路を造るというお話もございますけれども、もう少しおおらかにお考えいただければ、そういう小さな空港から入ったほうがインセンティブはあると発地側のエージェントに認識していただくことも、私どもにとってはとても重要なものですから、こういうお願いを申し上げているということでございます。

○福田補佐官 結局、東北を振興したいということが目的で、その目的に対して担い手になってくれる人が誰なのかという議論は必要だと思うのです。

先ほどおっしゃったように、東北のほうは沖縄県に比べて使われていないという状況を考えて、東北に泊まつてもらいたい方々は、泊まつてもらうことでビザが緩みますよということが制度としてあると、では、これを使ってくださいとセールスに使われるでしょうし、そのように使ってもらうことでお客さんが来るという相乗効果が生まれるのでしょうけれども、一方で、新しく空港に民間としてセールスをしようという人が現れてくれる、今度はこういう人にも自分たちの空港を使ってもらったら、ここである意味入ってきて、いいツアーが組めるのですよと売り込めるようなセールストークを持たせると、また、このビザをある意味担いで東北に人を引っ張ってこようと考える人が増える。そうやって裾野を広げないと、制度は作ったけれども、中々東北に人を引っ張ることにならないというところがある。

だから、おっしゃったように、空港側からというのは斬新だというのはまさにおっしゃるとおりで、新しい人が現れてきて、新しい人がせっかく皆さんのが努力されて作られたこのビザの緩和の制度を、どのようにしたら地元のために使えるだろうかと考えたら、こうできると地元にある意味で誘客できそうだという話が新しく出てきたということでもあるのだろうとは思うのです。

別に従来の枠組みで泊まることを否定しているわけではなくて、多分アドオンしてくれというお話でしょうから、そうやってこの制度に関心を持って理解を持つ人の裾野を広げたほうが、使われるのだということを目指すと、いいのではないだろうかというのは、今のお話を聞いていて非常に感じました。

○岩井社長 ちょっと現場っぽい話を申し上げますと、私どもは中国国際航空に飛んでいただいているけれども、色々と議論をしますと、今の所得制限だと新婚旅行では厳しいのですよというお話を聞くのです。東北3県新婚旅行ビザみたいなものがあれば、桜の季節に新婚旅行で来ていただいて、親日家が2人増えるのではないかと思っているものですから、そういう類いの緩和でも、極めてセールス上はフックになりますので、お願ひできればという意味合いで。

○八田座長 これは数次要件とは別の話ですね。

○岩井社長 はい。所得制限に引っ掛けて今申し上げていますけれども。

○八田座長 所得制限のほうですね。だから、東北振興をするという元来の目的からいたらそういうことはあるでしょうし、先ほどから、ちょっと私が皮肉交じりに、空港だけもうけさせても別にそれが目的ではないと申し上げたのだけれども、実は規模の経済があるのです。

だから、ここが何らかの形でお客さんが増えるということは、さまざまなショップも楽にし、入国管理のところも規模の拡大ができて便利になり、そういうさまざま性能が上がることによって、仙台空港の色々な航路が増えて、便利になっていく。それは東北全体

のためにもなるのではないか。

規模の経済というところが鍵だと思うのです。だから、どこかをプッシュするということが役に立つのではないかと。

○佐藤室長 本日、我々が伺った話は、ビザの緩和ということで参っておりますけれども、ちょっとそれから離れると、私どもはインバウンドのまさに海外のプロモーションをやっている担当の部局でございますので、ビザに限らず、色々なプロモーションで、例えば、地方空港にチャーター便でも定期便でも飛んできてくれるようになれば、我々は一緒に共同広告を打ちますよとか、色々なキャンペーンを打つということで、特に東北については全世界的にやるのだということでやってございますので、そういったところも合わせて、これからもより一層の規模の経済の充実のためにはお手伝いさせていただければと思ひます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それでは、これはどう御検討をしていただくか。これから手順ですね。どうしましょうか。

○藤原次長 ちょっと成長戦略等の関係もありますので、早急に今日の話の論点整理をして、構造改革点検会合サイドと連携して進めてまいりたいと思います。

○八田座長 分かりました。

原委員は。

○原委員 結構です。

○篠澤首席事務官 政治家の方も、結構この辺が地元の方々、特に沖縄県の方々、地元に落ちていくことにかなり熱心に言われる方もいるので、そういう面でもちゃんと説明できるようにしていかないといけないとは思っています。

○八田座長 分かりました。

非常に勉強になりました。これからもよろしく御検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございます。